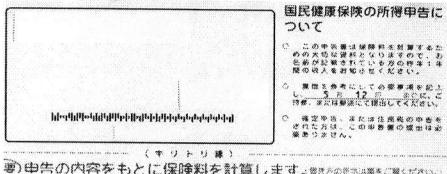


## 收支内訳書は罰則のない「訓示規定」提出しない事で不利益な扱いは受けません

また、区役所から「国民健康保険所得申告書」(下図参照)も送付されて来て います。ですが、確定申告を行って いる方は提出する必要はあります。せん。

支部・班など で全商連「自主計算パンフレット」に基づき学 習し、その上で「内訳書」提出 の有無や内容について話し合いましょう。

多くの会員に  
送付されてき  
ている、国民  
健康保険所  
得由告書



收支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めるところであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、收支内訳書の提出を強要する動きがありますが、毅然と対応することが必要です。

確定申告を終えた会員から「『收支内訳書』が税務署から送られてきたが、どうしたらいいのか?」との問い合わせが来ています。

「收支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

# 南区支部主催! バーベキュー大会!!

札幌市内もようやく暖かくなり、花見やアウトドア真っ盛りの季節となりました。南区支部主催のバーベキュー大会を企画しました。皆さん積極的に参加して下さい。

日 時: 6月8日(土)午前11時

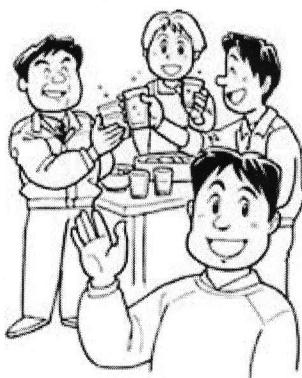
**地下鉄・真駒内駅前に送迎バスが来ます**  
☆諸事情で日程が変更になりましたのでご注意下さい

場所: 駒岡保養センター

札幌市南区真駒内600番地20  
電話011-583-8553

料 金: おひとり様 なんと！1500円  
(食事代・入浴料込み)

持ち物：自分の食べるおにぎり、自分の飲み物（お酒・ジュース等）、防寒着 他



☆暖かい服装で来てください！  
☆他の支部の方も是非ご参加下さい。  
ご家族・友人の参加も歓迎します!!

- ◎申し込み締め切り：6月5日（水）まで
- ◎参加申し込みは、民商事務所（電話281-2808）か  
南区支部長の根本（携帯090-6992-3678）まで